

～文教のまち西原～



にしはら

2011
No.476

移民の歴史・記憶がよみがえる。
第5回世界のウチナーンチュ大会・世界のニシハランチュの集い(2ページ)



2009年のマツグロソド・スル州(ブラジル)移民記念祭より

町の世帯・人口 平成23年8月31日現在

男	17,418人
女	17,351人
計	34,769人
世帯数	13,161世帯

特定健診の受診状況 平成23年9月9日現在

受診率	16.3%
平成23年度受診率目標	55%
目標まであと	2,506人

今月のトピックス

- 農業体験、カレープロジェクト参加者募集…3
- 平成22年度決算報告…4
- 指標で町政をチェック!…5
- 平成24年度新規・継続保育所(園)入所児童募集…6
- 西原保育所の今後の方向性について…7
- 子ども手当の法律が変わります…8
- にしはらわらびプラン2010平成22年度実績…9
- 西原町国民健康保険収納対策緊急プラン…14
- 原付自転車・軽自動車等の名義変更、廃車手続き…15
- 家屋調査への協力依頼について…15

年に一度 忘れず 受けよう 特定健診

編集・発行／西原町役場

西原町字嘉手刈1-2番地

☎098(945)5011

印刷／株式会社

若きパワーと伝統文化の祭典

内閣御殿 国指定文化財記念
第18回 NISHIHARA FESTIVAL 2011

西原まつり

10月22日(土)の行事

開祭式	13:00-13:30	執行委員会、西原町の各町会、各公民館、各団体の代表者
開祭マラソン	13:30-14:10	西原マラソン
旗本舞	14:20-15:45	町立西原小学校、西原町立中学校、西原町立高等学校、西原町立高等学校附属中学校、西原町立高等学校附属高等学校
マーチングショー	15:45-16:15	西原町マーチングバンド
ダンスフェスティバル	16:35-17:30	フラダンス、和ダンスチーム
西原町カラオケ大会	17:30-19:00	西原町民会館
民謡ショー	19:10-19:30	町立西原小学校
お楽しみチャリティー競馬	19:30-20:00	町民会館
ゲストステージ	20:00-21:30	山梨県、山梨県民会館、山梨県民会館、山梨県民会館、山梨県民会館

10月23日(日)の行事

グラウンドゴルフ大会	8:30-10:30	老人クラブ、西原町民会館、西原町民会館、西原町民会館
ヤングミュージック	13:00-13:30	山梨県民会館、山梨県民会館、山梨県民会館
子ども音楽フェスティバル	13:30-15:00	町立西原小学校、西原町立中学校、西原町立高等学校、西原町立高等学校附属中学校、西原町立高等学校附属高等学校
伝統芸能ショー	15:00-17:30	西原町民会館、西原町民会館、西原町民会館
お楽しみチャリティー競馬	17:40-18:10	町民会館
実行委員長挨拶	18:10-18:15	町民会館
尚円王&琉球絵巻	18:30-20:00	町民会館
旗本舞	20:00-21:00	町民会館
花火ショー	21:00-21:30	町民会館



2011 10/22±23日 会場:東崎公園
地蔵力 文化力

※ご来場の際は、バス、タクシー等をご利用ください。



ゴミは各自持ち帰り、各家庭で分別・処理しましょう!

お問い合わせ 西原まつり実行委員会 (事務局:総務部企画財政課) ☎945-4533

農業体験！ カレープロジェクト参加者募集！

どんな体験をするの？

じゃがいも、にんじん、たまねぎの植付けから収穫までの一連の作業をすべて体験します。収穫した野菜を使ってカレー作りもします。自分で育てた野菜で作ったカレーはきっとおいしいはず！友達も誘って、みんなで参加しよう！

応募方法

対象者：町内外の親子で最後まで参加できる方
参加料：小学生以上の参加者1名につき500円
募集人数：50名程度
申込期限：10月21日（金）
申込方法：①参加者氏名②年齢・学年③住所④電話番号を明記の上、電話・FAX・メールのいずれかでお申し込みください。
申込先：建設部 産業課（担当：我謝）
お問い合わせ：電話 945-4540 FAX 945-4580
e-mail masaaki-g@town.nishihara.okinawa.jp

プロジェクトスケジュール

（生育状況により変更することがあります。）
10月30日（日）植付け
※西原町中央公民館に午前9時集合
11月下旬 1回目の土寄せ
1月下旬 2回目の土寄せ
3月中旬 収穫・カレーパーティー



まちづくり基本条例 シリーズ①

西原町では、「まちづくり基本条例」の策定に向けて取り組んでいる最中です。今月から6回に分けて「まちづくり基本条例」についてお話しします。

『まちづくりってなに!?』

建物・道路・公園など、
目に見えるまち



暮らしを支えるこれら
すべてをよりよくすることが
「まちづくり」だよ！

文化・伝統・人と人とのつながり
など、目に見えないまち



例えば... 「みんなに身近なまちづくり」にはこんなものがあるよ！

選挙で、町長や議員を選ぶ



地域の方々へのあいさつ



資源回収やごみゼロ運動
に参加する



地域の子どもたちを見守る



町の広報を読んだり、
町ホームページを見る



地域活動に参加する



地域で支え合う
活動を行う



役場のアンケートに参加したり、
事業に参加する



来月は、『まちづくり基本条例』についてくわしく解説していきます。

町民の立場からまちづくりを！ —「西原町まちづくり基本条例を考える町民会議」が始動—

町民の立場からの意見を取り入れ、「西原町まちづくり基本条例」を策定することを目指した「西原町まちづくり基本条例を考える町民会議」（以下、町民会議）が設置され、第1回会議を8月10日に、第2回会議を8月18日に開催しました。

町民会議には公募で選出された町民委員22名、議員6名、役場職員6名に、オブザーバー参加の琉球大学の学生6名を加えた合計40名が集結。第1回会議では、参加者が自己紹介をした後、町の担当者から条例や会議の目的などが説明されました。第2回会議では他自治体の事例を学び、「西原町のいいところ変えたほうがいいところ」についてグループワークを行いました。今後の会議では、これからのまちづくりに住民・議員・行政職員は何かできるのかを話し合っていきます。

お問い合わせ：総務部企画財政課 ☎945-4533



初の会議に緊張の面持ちの委員。



ワークショップを開催。グループごとに議論が白熱。

第5回世界のニシハランチュの集い

The 5th Worldwide Nishiharanchu Meeting
5ta Reunión Mundial de Nishiharanchus
5ª Reunião Mundial dos Nishiharanchus

10/14 (金)

- ① 町内施設等案内 (16:00～ 町内)
- ② 歓迎レセプション (19:00～ エリスリーナ西原)

注意

- (1) 町内施設等案内は、天候・交通状況により、変更になる場合があります。
- (2) 歓迎レセプションへの参加希望者（海外からの来町者を除く）は、町教育委員会でチケット（2,000円、※先着100名！）をご購入ください。

5年に1度「世界のニシハランチュ」が集う！



ボランティア募集！ WELCOME

「第5回世界のニシハランチュの集い」に参加する来町者を温かく迎え入れるボランティアを募集します！ ボランティアは町内施設等案内及び歓迎レセプションにおいて、通訳や各種サポートを行います。

応募締切は、10月7日（金）です。まずは、お気軽にお問い合わせを！

必要なのは、あなたの めんそーれスマイル！



お問い合わせ：西原町教育委員会教育部生涯学習課 (Tel 945-5036)

平成22年度 決算 報告

※決算とは、一年間の収入と支出の実績のことです。

平成二十二年度の一般会計と特別会計の決算を報告します。

一般会計の決算額は、収入で二七億八千万円（前年度比二・五％増）、支出で二三億六千万円（前年度比二・九％増）となりました。

収入支出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、約三億二千万円で黒字となりました。

収入では、町へ納められた税金の項目で、四千万円の増、子ども手当の支給開始等により、国・県支出金が六億九千万円の増となりました。

支出では、児童・老人・障害者の項目で子ども手当や保育所建設補助金等により九億円の増、教育の項目で内閣御殿整備事業や西原南小学校改造防音事業等により四億三千万円の増となりました。

指標で 町政を チェック！



二十二年度に町が行った事業にどれだけの成果があったかをチェックするため、主要な施策ごとに指標を設定し、二十一年度と比較を行いました。

この指標は、平成十九年三月に策定した西原町第三次総合計画・後期基本計画で掲げたまちづくりの目標を部門別で受け止め、課題を整理し、課題解決のための具体的な施策を体系的に位置づけて示したものです。

この基本計画に基づく事業の成果については、今後とも公表していきます。町民のみなさんの行政参加の参考にしてください。

総合計画の施策体系に基づく成果指標

大項目	中項目	成果指標	単位	22年度	21年度	大項目	中項目	成果指標	単位	22年度	21年度
国土 計 画 利 用	土地利用計画	無届土地取引関係報告・処理件数	件	2	5	明 る い 住 み よ い 健 康 福 祉 の ま ち	保健福祉の充実	乳児一般健康診査受診率	％	85.1	88.3
	平和行政の推進	平和音楽祭参加者数	人	1,500	1,500			保育所持機児童数	人	111	159
	生涯学習推進体制の確立	「西原町教育の日」実践発表会等参加人数	人	342	400			児童館利用者数	人	46,974	45,377
	学校教育の充実	不登校児童生徒数	人	46	28		交通安全の充実	交通事故発生件数	件	171	218
	社会教育・スポーツ活動の充実	町民一人当たりの図書貸出件数	冊	7.2	7.2		消費者保護の充実	窓口相談員への相談件数	件	11	17
		町民文化講座受講者数	人	123	149		自然環境の保全	造林事業保有・新植面積	㎡	1.3	3.0
		学校開放事業利用延べ人数	人	20,812	23,166		集落環境の改善	すぐやる係への相談件数	件	299	413
		中央公民館利用者数	人	67,895	69,016		市街地の整備	町民一人あたり都市公園面積	㎡	8.4	8.2
	コミュニティ活動支援の充実	西原運動公園利用者数	人	136,796	157,208		交通体系・基盤の整備	道路改良率	％	44.1	44.1
		手づくりのまち原材料助成件数	件	4	3		情報通信基盤の整備	パソコン室利用者数	人	1,653	2,592
	人権擁護の確立	要保護児童対策地域協議会相談受付件数	件	64	24		河川、排水路の整備	雨水タンク設置補助件数	件	8	8
	男女共同参画社会の実現	審議会における女性委員登用率	％	35.0	35.9		下水道の整備	下水道整備率	％	34.9	31.7
	文化の継承・発展の創造	文教のまちガイド養成講座受講者数	人	10	-			下水道接続率	％	44.9	43.0
	国際・国内交流の推進	海外移住者子弟研修生人数	人	3	3		環境衛生の向上	町民一人あたり年間ごみ量（資源ごみ含む）	kg	314	309
明 る い 住 み よ い 健 康 福 祉 の ま ち	保健福祉基盤の充実	特定健診受診率（速報値）	％	36.8	36.5	の 豊 か る ま ち の 活 力	公害対策の強化	公害苦情処理件数	件	62	75
		特定保健指導実施率	％	79.1	45.2		地域防災体制の強化	不発弾処理件数	件	1	2
		町民一人あたり年間医療費（国民健康保険加入者）	円	258,263	241,416		農業・水産業の振興	さとうきび生産量	t	4,586	4,918
		国民健康保険税収納率（現年度分）	％	92.3	90.9		商業・観光の振興	西原マリンパーク周辺施設利用者数	人	-	392,664
		いいあんべー共生事業参加人数	人	18,062	18,767		住民参画型の行政の推進	ボランティア・NPO団体登録数	団体	65	60
		介護サービスを受けた方一人当たり月平均給付費	円	171,066	166,167		効率的な行政運営の確立	職員研修参加者数	人	55	68
	保健福祉の充実	肺がん検診の受診率	％	25.8	27.1	行 政 の 確 立	安定した財政運営の確立	町税の徴収率	％	93.8	92.3
		食生活改善推進員人数	人	79	71			町民一人当たり町の負債額	円	304,855	298,324
		健康教室参加者数	人	344	416		緊密な広域行政の推進	中部広域市町村圏事務組合主な事業実施数	件	9	10

※総合計画に基づく施策体系の項目を全て掲げています。「〇〇率、〇〇人」というような単位を、指標として設定ができない項目もあります。

○この記事に関する詳細な情報は、「平成22年度事業の成果説明書」としてまとめています。
西原町ホームページで公表していますので、ご覧ください。
〔トップページ→西原町役場のご案内→財政→平成22年度→平成22年度主要施策の成果説明書〕

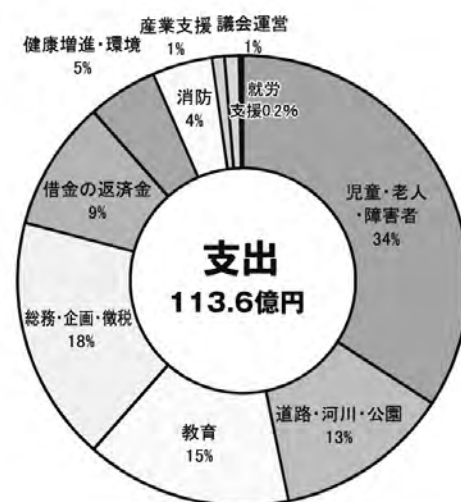
【お問い合わせ】総務部企画財政課 財政係 TEL 9 4 5 - 4 5 3 3（内線 2 1 4）

一般会計……税金を収入に教育や福祉、道路や公園整備など西原町の基礎的な行政サービスを行う会計

収入



支出



特別会計……保険料や使用料など特定の収入で特定の事業を行う会計

会計名	収入	支出	差引額
国民健康保険	41.9億円	48.5億円	-6.6億円
老人保健	2.4百万円	2.4百万円	0百万円
下水道事業	7.7億円	7.6億円	0.1億円
土地区画整理事業	10.1億円	8.3億円	1.8億円
介護保険	16.0億円	15.5億円	0.5億円
後期高齢者医療	1.6億円	1.5億円	0.1億円

前年度との比較

収入の内訳	22年度	21年度	増減額
みなさんが西原町に納めた税金	32.2億円	31.8億円	0.4億円
国から交付されるお金(使い道限定なし)	25.5億円	24.3億円	1.2億円
国や県から交付されるお金(使い道限定)	32.4億円	26.7億円	5.7億円
銀行からの借入金	11.3億円	11.6億円	-0.3億円
受益者負担金や使用料など	2.9億円	2.9億円	0.0億円
貯金からの取り崩し金など	6.7億円	0.8億円	5.9億円
前年度からの繰越金等その他の収入	6.8億円	6.6億円	0.2億円
計	117.8億円	104.7億円	13.1億円

前年度との比較

支出の内訳	22年度	21年度	増減額
児童・老人・障害者	38.8億円	29.8億円	9.0億円
道路・河川・公園	14.3億円	12.0億円	2.3億円
教育	16.8億円	12.5億円	4.3億円
総務・企画・徴税	20.0億円	18.0億円	2.0億円
借金返済金	10.6億円	10.4億円	0.2億円
健康増進・環境	5.7億円	4.8億円	0.9億円
消防	4.9億円	4.6億円	0.3億円
産業支援	1.0億円	1.3億円	-0.3億円
議会運営	1.2億円	1.2億円	0.0億円
災害復旧費	0.0億円	0.2億円	-0.2億円
商工振興	0.1億円	6.5億円	-6.4億円
就労支援	0.2億円	0.2億円	0.0億円
計	113.6億円	101.5億円	12.1億円

水道事業	
収益的収入	8.8億円
収益的支出	8.0億円
資本的収入	0.2億円
資本的支出	1.1億円



西原保育所の今後の方向性 及び新規認可園設置事業者募集について



西原保育所については今年で築39年目を迎えており、建物の老朽化に伴い壁面の剥離等がみられるようになりました。その都度修復を行っていますが、老朽化は顕著で、町はその建替えについて以前から検討してきました。今回その基本方針がまとまりましたので、町民のみなさまへお知らせします。

西原保育所の建替えについては、民設民営で（公立ではなく、社会福祉法人又は社会福祉法人の設立をする者に建設してもらう）行うこととします。

大きな理由としては、

- ① 財政的な面で町が建設することが厳しいこと。
- ② 職員の十分な採用が見込めないこと。

があげられます。

基本的には、西原保育所を閉所して、新規認可保育園を創設するという形となります。それに伴い、待機児童数の解消を図るため、定員を現在の60人から90人以上に増加させることを目指します。関係資料については、西原町ホームページに掲載します。また、福祉部福祉課窓口でも資料を閲覧できますので、ぜひご覧ください。

また、新規認可園を設置する事業者も募集します。事業者の募集は10月中旬に西原町ホームページで行う予定です。



お問い合わせ 福祉部福祉課保育所係 ☎ 945-5311

西原・与那原・中城（3町村広域）

ファミリーサポートセンター



あなたの
子育て
応援します！

平成24年4月オープンに向けて

設立準備室が10月からスタートします！！

委託先：（財）沖縄県労働者福祉基金協会

●ファミリーサポートセンターとは

育児支援のために子どもの一時預かりや保育施設への送迎、保護者の病気や急用時の預かりといったサービスの橋渡しをする役目で、子育て支援を必要とする利用会員とサポート会員が地域で相互援助活動を行う会員組織です。

事務所のご案内

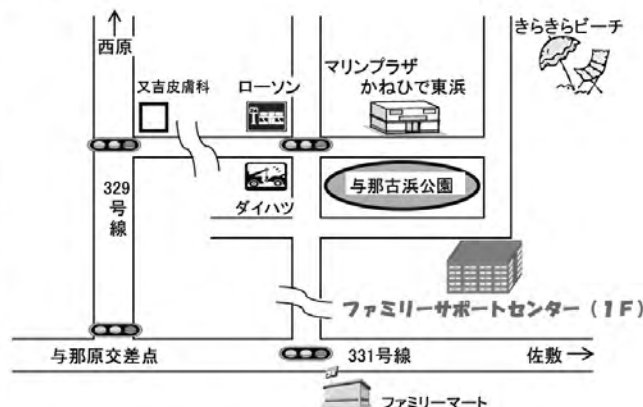
〒901-1304

与那原町字東浜78-5 ディアフラッツ東浜101

TEL・・・098-988-1914

FAX・・・098-988-1924

お問い合わせは上記連絡先までお願いします！



平成24年度 新規・継続 保育所（園）入所児童募集

【入所（園）対象児童】

西原町内にお住まいで、保護者が仕事や病気、出産などのために家庭保育が困難な世帯。

【申込受付期間】

平成23年10月3日（月）～10月14日（金）

〈午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日及び昼休みを除く）〉

※平成24年4月1日で概ね生後6ヶ月（平成23年10月1日前後に出生）の乳児につ

いては、申込できる期間が極端に短くなることから、10月31日（月）まで申込が可能です。

なお、特別な事情により期間内での申込が困難な場合は事前にご相談ください。

【申込受付場所】福祉部福祉課（町役場第五庁舎）・各保育所（園）

◇申込児童が定員を上回る場合は、保育に欠ける程度の高い者から順次入所の承諾を行います。

◇保育料については、世帯状況・世帯の所得状況及び年齢等によって決定されます。

◇申込用紙等は、福祉部福祉課・各保育所（園）で配布しています。

◇今年度より、新規・継続の申込受付期間が同じになります。ご注意ください。

※随時募集（H23年度）ですすでにお申込をしていますが、新規（H24年度）の申込が必要になります。

※待機児童が多数いる中、保育料の滞納は認められません。保育料滞納世帯は減点の対象になりますのでご注意ください。詳細については福祉部福祉課までお問い合わせください。

【公立保育所・認可保育園一覧】

保育所（園）名	所在地	電話番号	定員
西原保育所（※）	与那城192	945-2567	60人
坂田保育所	翁長665	945-5306	100人
西原白百合保育園	翁長303	945-4534	120人
愛和保育園	小那覇337-2	945-4418	120人
さざなみ保育園	安室196-1	945-1164	110人
さざなみ保育園（分園）	桃原76	945-3535	40人
小川保育園	小橋川1-2	946-6057	60人
さくらんぼ保育園	翁長522-4	946-1340	90人
さわふじ保育園	小波津648-3	946-2540	90人
さうんど保育園	棚原183-1	945-2397	90人

（※）西原保育所は、平成25年3月末をもって閉所の予定です。

【保育時間】

●月曜日～土曜日 午前7時15分～午後6時15分 ※日曜日・祝日及び年末・年始は休園

【延長保育】

●月曜日～金曜日 午後6時15分～午後7時15分

【障害児保育ご希望の方】

【障害児保育】心身に障害をもち、保育に欠け、集団保育が可能な児童が対象。

対象児童の療育手帳・特別児童扶養手当証書等の写しを添付してお申し込みください。

【申込受付期間】

平成23年10月3日（月）～10月14日（金）

〈午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日及び正午から午後1時までを除く）〉

【申込受付場所】西原町役場 福祉部福祉課（第五庁舎）

【お問い合わせ】福祉部福祉課 保育所係 TEL 945-5311（内線129）

にしはらわらびプラン 2010 **平成 22 年度実績について**

(西原町次世代育成支援行動計画)《平成 22 年度～ 26 年度 後期計画》

★次世代行動計画策定の背景★

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国は少子化の流れを変える総合的な取り組みを推進するために、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、県及び市町村並びに事業主（平成 23 年 4 月 1 日からは 101 人以上）に対し子育て支援等に関する次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。

●施策の推進

1. 地域における子育て支援

- ①「待機児童解消対策検討会議の推進」⇒「西原保育所の今後の方向性について」を主要課題として、老朽化の改築については、民設民営への結論に達し町長へ報告。
- ②「通常保育事業の拡充」⇒公立保育所 2 か所・認可園 6 か所・保育児童数 876 人（弾力化を含む）。平成 23 年度から 90 人定員の認可保育園を創設。
- ③「延長保育事業の充実」⇒延長保育利用実績集計数（延人数）平成 21 年度の 8,554 人に比べ平成 22 年度は 9,732 人と伸びている。
- ④「病後児保育の推進」⇒与那原町・中城村との広域運営を実施。延べ利用者数 260 人
- ⑤「ファミリーサポートセンターの設置」⇒平成 24 年度設置に向けて準備。近隣町村との広域設置を目的に与那原町と中城村合同で検討を行う。

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- ①「親子健康手帳の交付時の指導」⇒保健師や栄養士が面接を行い、子育て支援に関する情報提供。
親子健康手帳の交付件数 419 件
- ②「妊婦健康診査の推進」⇒平成 20 年度より公費助成を拡大。2 回→5 回→14 回（平成 21・22 年度）
- ③「各種訪問指導（③新生児訪問指導④乳児訪問指導⑤こんには赤ちゃん事業）」⇒家庭訪問で子育て相談や支援情報の提供を行っている。③と⑤を合すると訪問実施率は、90.4%。
- ④母子保健推進員の活動の充実⇒平成 21 年度より母子保健推進員を 22 人に拡大。
- ⑤「学校における食育の推進」⇒各学校単位規模で子どもの実態と保護者への啓発活動。
- ⑥「スクールカウンセラーの活用の充実」⇒西原中・西原東中へスクールカウンセラー配置。

3. 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①「情報教育の充実」⇒教育用パソコン 206 台、校務用パソコン 180 台（教諭 1 人当たり 1 台）の整備。
- ②「学校の安全対策の充実」⇒西原南小学校改造防音工事完了。幼稚園預かり保育室空調機新設工事等実施。
- ③「家庭教育学級の推進」⇒町立各小中学校で家庭教育学級 4 回程度、講演会 2 回実施。
- ④「教育の日の普及啓発」⇒毎年、午前は授業参観。午後は教育実践発表、教育講演、表彰を行っている。

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①「男女が共同した働きやすい環境づくり推進」⇒さわふし懇話会を年 2 回実施。西原町商工会を通じて周知。

5. 子ども等の安全の確保

- ①「夜間パトロールの推進」⇒毎月第 3 金曜日、夏休み期間は毎週金曜日に実施。

6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ①「要保護児童対策の充実」⇒要保護地域対策協議会の臨時職員 1 人を増員。事務局体制強化を図る。
- ②「訪問による虐待防止活動の推進」⇒新生児訪問指導やこんには赤ちゃん事業等の訪問活動。
- ③「親子療育事業の実施」⇒平成 22 年度より実施。発達に気になる親子 11 組の参加。
- ④「障害児保育の充実」⇒公立保育所 2 か所・認可保育園 3 か所で実施。
- ⑤「特別支援教育の充実」⇒小学校 10 人・中学校 2 人の特別支援教育支援員を派遣。

平成 22 年度 目標数値達成状況

	指標	目標	達成値	
			定数(受入数)	達成率
通常保育事業	箇所数	8	8	達成
	保育児童数	905	790 (876)	87.3%
	0～3 歳未満	438	362 (425)	83.0%
	3 歳以上	467	428 (451)	91.6%
幼稚園の預かり保育	箇所数	4	4	達成
	定員数	210	210 (211)	達成
延長保育事業	箇所数	8	8	達成
	定員数	40	40	達成
病後・病後児保育事業 (病後児対応)	箇所数	1	1	達成
一時預かり事業(保育所型)	箇所数	2	2	達成
放課後児童健全育成事業	箇所数	6	5	未
	児童数	180	180	達成
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	箇所数	2	2	達成

お問い合わせ：福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

現在子ども手当を受給している方も、10月からの子ども手当を受給するために、申請手続きが必要です。

平成 23 年 10 月 1 日から 子ども手当の法律が変わります。

子ども手当は平成 23 年 10 月から新しい法律になるため、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの 6 ヶ月間、手当額等が下記のとおりになります。

○支給対象となる子ども

0 歳から中学校卒業まで（0 歳～ 15 歳になった後の最初の 3 月 31 日）

○支給月額 ※ 所得制限はありません。

・0 歳から 3 歳未満（一律）	15,000 円
・3 歳から小学校修了前（第 1 子・2 子）	10,000 円
・“（第 3 子）	15,000 円
・中学生（一律）	10,000 円



○ 新たな支給要件等

- ・支給対象となる子どもが日本国内に居住していること。
⇒国外に居住している子どもへの手当は支給されなくなる。(留学中の場合等を除く。)
- ・施設等に入所している子どもについて、施設の設置者や里親に手当を支給する。
- ・未成年後見人、父母指定者（父母が国外にいる場合のみ）に対して手当を支給する。
- ・両親が別居している場合は、子どもと同居している親が子ども手当の受給者となる。
(単身赴任等で、別居後も引き続き父母が生計を同じくしている場合は除く。)

【申請手続きについて】

10 月以降子ども手当を受けるためには、現在子ども手当を受けている方を含め、**すべての方が認定請求書を提出する必要があります。**

- ・平成 23 年 10 月 1 日現在で子ども手当受給資格のある方は、平成 24 年 3 月 31 日までに申請いただく
と平成 23 年 10 月分の手当から支給されます。

- ・転入や出生があった日から **15 日以内**に届け出た場合、転入や出生日の翌月分から手当が支給できます。

- 申請場所：西原町役場第 5 庁舎 福祉部福祉課

- 受付期間：平成 23 年 10 月 3 日～平成 24 年 3 月 31 日（土日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く。）

平日（月～金） 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時（12 時～1 時を除く。）

※受付は大変込み合うことが予想されます。**9 月末日現在の子ども手当の受給者には、申請日に関する案内文書を郵送する予定です。**内容を確認し、指定期間に認定請求書を提出していただくようご協力をお願いします。

- 必要書類等：① 印鑑（シャチハタ不可） ② 普通預金通帳（請求者名義のもの）
③ 健康保険証（請求者のもの） ④ その他（必要に応じて）

※請求者は、父母のうち所得の高い方（子どもの生計を維持する度合いの高い方）になります。

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

【10 月 7 日支給の子ども手当について】

10 月 7 日は子ども手当の支給日となっています。今回支給する手当は、平成 23 年 6 月分から平成 23 年 9 月分の手当（子ども一人につき、月額 13,000 円）となっています。通帳を記帳の上、ご確認ください。また、振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

【お問い合わせ】福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311（内線 127）

中学生が内閣御殿を活用したまちづくりを提案

琉球大学附属中学校の3年生が、西原町のまちづくりについて学習した成果を、8月8日に政策提言として町教育委員会と町議会に対し陳情書を提出しました。陳情に訪れた3年生20人は、内閣御殿が文化財として国指定されたことを受け、「内閣御殿の整備」をテーマに学習しました。実際に現地を訪れ、グループ学習などを通して地域の課題を検討し、政策の企画立案をまとめた上で陳情しました。生徒たちは、内閣御殿周辺は道路が狭く民家が密集しているなどの現状を踏まえ、西原町の主要な観光地にするため、シャトルバスの運行や周辺の木々の整備、石垣の復元などのアイデアを提案。教育委員会が対応した平良利夫生涯学習課長は「地域活性化に向けて、町全体で内閣御殿の活用を検討している。すばらしい提案内容で、しっかり検討していきたい。」と応えました。

まちの話題



平成23年度水道週間にちなみ、標語と作文を表彰

町民の水道に対する理解と関心を高めることなどを目的とした「平成23年度西原町水道週間」事業の一環として募集された作文と標語の部の表彰式が9月2日に行われました。各部門とも町内の4小学校から410点の応募があり、最優秀賞1点と優秀賞3点、入選18点が選ばれました。また、最優秀賞の標語作品を用いて懸垂幕が作成され、水道庁舎に掲げられます。(最優秀賞の作品は以下のとおり)

標語の部 「あつ、水の音 こまめに止めよう 明日のため 未来のため」 泉川アレックス耀 (西原南小4年)

作文の部 「大切な水」 興儀汐音 (坂田小4年)

私達は、じゃ口をひねるだけできれいな水が「ジャー」と流れ、水を自由に使うことができます。例えば、手を洗ったり、顔を洗ったりすることができます。でも、この水が、どうやってきれいな水になるのか考えたこともありませんでした。

学校の社会の勉強で、水のことを調べるため、西原浄水場と倉敷ダムに行きました。

まず初めにわかったことは、国で管理しているダムは7か所、県で管理しているダムは1か所しかありませんでした。ダムにためている水は、大きな導水管を通り浄水場に運ばれてきれいな水にして、私達の家庭にとどけられています。でも、きれいになるまでいろいろなしせつを通して、きれいにされるのです。

初めに着水井で水の量や水位を調整され、次に、混和池で水に薬品をまぜ、小さなゴミや砂、どろなどの固まりを作り、ゴミなどを早くしずませます。混和池で取りのぞけなかったゴミをとり水をきれいにさせるために、ちんでん池に水を送り、きれいな水にします。それでも目に見えない小さなゴミは、ろか池で砂やじりの間を水が通り、ゴミはどんどんたまっていくので、きれいな水ができるのです。また、そこには中央管理室や安全な水かどうかをけんさする、すいしつ試験室があります。いろいろなしせつを通り、より安全な水となって、私達の住んでいる学校や家庭などに送られていくのでおどろきました。その水がなくなってしまうと、どうなるのでしょうか。水がなくなってしまうといういろいろなことでまっけてしまいます。おふろも入れなくなり、トイレ、洗たくもできなくなってしまいます。沖縄は、梅雨時期と台風の時期にかたよって雨がふるため、こう水や水不足などのえいきょうをうけやすくなっています。そのためにダムでは大雨がふっても、一度に流さないようにするため、ダムではこう水調節をしています。ダムの周辺には、必ず森林があります。それは、ふった雨を一度に流さないで、森林の中にとどめる働きがあるからです。木の葉やコケ、土などにしみこんで長い時間をかけてゆっくりと土の中を動き、土の中から水がわき出ます。そうすることによって、こう水の心配もあまりありません。

私が勉強してわかったことは、使い終わってきたなくなった水は、下水しより場に流され、工場や公園のふんすいなどにさい利用されています。

私は水をむだ使いたくないために、おふろで水を使っていない時は水をとめて、歯ぶらしの時はコップですますようにしています。

家庭からの生活排水は水をよごしています。これから私達にできることは、油などは水にとけません。なので、油分の多い皿やなべなどは、古布やペーパーでふき取ってから洗いたいと思います。小動物も生きているすべて、水が大切です。なので、水辺に空きカンやゴミなどで水をよごさないようにしたいと思います。



泉川くん



興儀さん



家庭教育学級を開催しました

西原南小

西原南小学校 第2回家庭教育学級
8月27日(土) 9:00~13:00

◇実習 「手軽で楽しい親子クッキング」
◆講師 伊是名 カエ(管理栄養士)



ハヤシライスとサラダを親子で作りました♪
下ごしらえをしっかりとすると、より一層美味しくなりました!!

悪質な金融・証券業者に注意!

近年、ヤミ金融業者からの悪質な貸付や未公開株勧誘事案が多発しています。被害に遭わないように、次のことに注意しましょう。

【金融会社】・・・このようなヤミ金業者にご用心!

- ① 090(080)金融～相手が携帯電話と名前しか教えません。ヤミ金です。
- ② 融資保証金詐欺～お金を借りる前に「審査料です」「保証金が必要です」「ブラックリスト解除に必要です」などと言って、業者の銀行口座に振り込むよう要求します。
- ③ 押し貸し～契約もしないのに一方的に銀行口座に振り込み、高金利を要求します。
- ④ 違法年金・公的給付担保融資～公的年金や福祉手当など、公的給付金が振り込まれる口座の預金通帳の印鑑を取り上げて借金の返済にあてさせます。
- ⑤ 保証料ヤミ金～お金を借りるときに、保証料を名目に借りたお金の一部を天引きします。
- ⑥ 買取屋・換金屋～クレジットカードのショッピング枠を利用して商品・金券などを買わせ、それらを低価格で買い取り現金化します。

【証券会社】・・・こんな「未公開株勧誘」にご用心!

- ① 聞き覚えのない証券会社からの話ではないですか?
- ② 発行会社の自己募集形式ではないですか?
- ③ 金融庁、消費者庁など公的機関からの委託と言いつくろっていませんか?
- ④ 勧誘を受けている未公開株を、ちょうど他の業者が「高値で買い取る」と言っていないですか?

【相談窓口】

■警察総合相談(警察本部) Tel #9110 ■浦添警察署 Tel 098(875)0110

■金融庁(金融サービス利用者相談室) Tel 0570-016811 Tel 03-5251-6811(携帯・PHS)

■消費者ホットライン Tel 0570-064-370 ■日本証券業協会(未公開株通報センター) Tel 0120-344-999



高齢者の肺炎予防



10月に入ると、暖かい沖縄でも少しずつ秋の気配を感じるようになってきますね。暑さもおだやかに過ぎやすくなりますが、かぜやインフルエンザが心配される時期でもあります。高齢者の場合、かぜやインフルエンザに続いて肺炎を発症することがあります。肺炎は、感染症への抵抗力が低下してくる高齢者や、呼吸器疾患や糖尿病などの慢性疾患を持っている方がかかった場合、重症化して生命に関わる重篤な状態を引き起こすことがあり、ときには命取りにもなる病気です。また肺炎の治療を受けて治ったとしても、高齢者の場合、体力の低下をきたしてしまい、介護の必要が出てくることもあります。そのため、肺炎にならないように予防していくことが大切です。西原町では今年から、高齢者の肺炎を予防するために「高齢者肺炎球菌ワクチン」の予防接種の公費助成を始めました。70歳以上の方にはすでに予防接種の通知を送っていますが、「高齢者肺炎球菌ワクチン」を初めて聞いたという方も多いと思いますのでワクチンについて説明します。

●高齢者肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因菌として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。「肺炎球菌ワクチン」は、肺炎球菌の約80%に予防効果があるとされています。1回のワクチン接種で5年間以上の予防効果が持続するため、インフルエンザワクチンのように毎年受ける必要はありません。またインフルエンザワクチンとあわせて接種すると、より効果的に肺炎を予防できます。しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあるため、ワクチンがすべての肺炎に予防効果があるわけではありません。

また、過去5年以内に「肺炎球菌ワクチン」の予防接種を受けたことがある方は、強い副反応が出ることがあるため、予防接種を受けることはできません。副反応が強くと出ると聞くと接種を受けるのが怖いと考えられる方もいると思いますが、肺炎球菌ワクチンは安全性の高いワクチンです。慢性疾患のある方や実際に肺炎を起こしたことがある方は、ぜひワクチン接種をしてください。

●高齢者肺炎球菌ワクチンを受けることができる方

☆西原町に住民登録のある70歳以上の方

既に個別に通知を送っていますので、指定医療機関で接種を受けてください。

☆65歳以上69歳以下の方で慢性疾患(心疾患、肝臓疾患、呼吸器疾患、腎不全等)のある方
接種を受ける前に役場への申請が必要になります。詳しくは下記までお問い合わせください。



お問い合わせ: 福祉部 健康推進課 TEL 098-945-4791 FAX 098-944-6551

坂田地域通り会が美化活動で表彰

西原町坂田地域通り会（奥間道雄会長）は、長年の美化活動の功績が認められ、8月10日に行われた「平成23年度道路愛護功労者表彰式」で国土交通大臣表彰を受けました。同通り会はこれまで10年以上、坂田交差点周辺の清掃や美化活動に取り組んできており、その功績が今回の表彰につながりました。奥間会長は「会員同士で協力して、月に1度の活動を続けられた。今後も植栽などに取り組んで美しい地域づくりを目指したい。」と喜びと抱負を語りました。



宝くじの事業を活用し、桃原自治会が音響設備などを整備 —平成23年度コミュニティ助成事業—

宝くじの普及広報事業である「平成23年度コミュニティ助成事業」の助成を受けることが決定した桃原自治会（喜屋武良規会長）が、音響設備などの整備を行いました。これにより屋外での放送設備が整い、喜屋武会長は「日ごろの広報や盆踊り、十五夜などの自治会イベントが充実する」と喜びを語りました。同自治会は音響設備以外に、芝刈り機なども購入。「これらの設備を活用して、西原で一番の自治会を目指したい。」と意気込んでいました。



なぎなたの全国大会で 小中学生が飛躍

平成23年度全国少年少女武道なぎなた練成大会が8月7日に東京都で開催され、演技競技の小学校5・6年生の部で喜久山彩恵さん（西原小6年）と瀬長桃子さん（同小6年）が2位にあたる優良賞に輝きました。また、8月24日に千葉県で開催された第19回全国中学生なぎなた大会では、試合競技個人で玉城由望さん（西原東中3年）が準優勝、演技競技で大城舞さんと安次領友恵さん（ともに同中3年）が3位に入賞。試合競技団体では、西原東中が4位に入りました。試合競技の個人・団体、演技競技のすべてに出場した玉城さんは「上位入賞はうれしいが、負けた悔しさも感じた。これをばねに、高校でもがんばりたい。」と今後の抱負を語りました。



全国大会に出場した小学生メンバー

個人・団体と活躍した西原東中なぎなた部



放射能から子どもたちを守ろう！小出裕章氏が放射能の危険性を指摘 —「放射能と子どもたち」講演会を開催—

全国的に放射能汚染が問題視される中、8月13日に町中央公民館で第26回講演会「放射能と子どもたち」（町立図書館主催）が開催されました。講演会には京都大学原子炉実験所の小出裕章助教（写真）が講師として講演。町内外から延べ700名近くの方が訪れ、会場を埋めつくしました。

原子力と放射能の研究に長年従事している立場から、小出氏は「どの程度の放射能の量なら安全か、安全な被曝量というものはない。」と放射能汚染の危険性を示しました。福島第1原子力発電所の事故については、「今回の震災と原発事故で「正しく理解すれば、原子力は安全だ」という安全神話は崩壊した。」と厳しく指摘。事故により避難を余儀なくされている子どもたちを懸念し、「子どもの健康を心配して遠隔地に引っ越すか、避難所で生活するか、どちらがいいとは言えない。」と複雑な表情を浮かべました。また農産物の危険性について、「汚染された食品はすでに回収していると考えたほうがいい。放射能の影響を受けやすい子どもたちには食べさせてはいけません。」と注意を呼びかけました。

原子力政策と沖縄の米軍基地問題は同質の問題を抱えているとし、「国益を優先し、危険性を押し付けてきたのがこれまでの経緯。沖縄の人たちは自分たちの暮らしを守るためにがんばってほしい」とエールを送りました。



まちの話題

沖縄の暮らしを支えてきたフクギを学ぶ —内閣御殿国指定記念講演会を開催—

内閣御殿が国指定文化財になったことを記念して「沖縄のフクギ屋敷林を考える」（ニシバシ歴史の会主催）講演会が8月27日、仲間勇栄琉球大学農学部教授（写真）を講師に招いて町立図書館で開催されました。仲間氏は、内閣御殿の敷地内に多く植えられているフクギについて「塩害などに強いという特徴があり、台風対策などのため昔から植えられた木。人々の生活を守ってきた。」と説明。沖縄の屋敷林として自然環境に適応したものと語りました。内閣御殿のフクギは樹齢200年程度から300年以上のものが混在しており、「状態を詳しく調べることで内閣御殿の変遷が分かる貴重な資料。フクギを大切に守ってほしい。」と訴えました。



島野菜がおいしく料理できた！ —島やさい料理親子交流会を開催—

3世代が協力して調理実習に取り組み、島野菜を食べ親しんでもらおうと「世代間交流 親子で学ぶ料理講習会」（町生活研究会主催）が8月19日に町中央公民館で開催されました。開催にあたり小波津ミエ子会長は「今の子どもたちは昔ながらの食材を食べる機会が少なく、島野菜になじみがない。簡単に作れて子どもたちが好みそうなレシピを工夫した。」と目的を語りました。豆腐とひじきのハンバーグなどを完成させた子どもたちは「自分でがんばって作ったのでおいしい。」と料理に舌鼓を打ちました。



被災地にできることを！3町村の 中学生が合同で募金活動を実施

西原町・中城村・北中城村にある4中学校の生徒が東日本大震災の継続支援のため、8月22日にサンエー西原シティで募金活動を行いました。この活動は、7月に開催された「第8回3町村中学生フォーラム」で「自分たちにできること」というテーマ討議がきっかけで実現。被災地への継続的な支援が必要と考え、町民と交流しながら身近にできることをしようという提案のもと募金活動を実施しました。この日は各中学校の生徒会役員を中心に約90名が参加。4つのグループごとに、自分たちで制作した看板やプラカードを手にとりながら、買い物客に募金を呼びかけました。参加した桑江優哉くん（西原中3年）は「震災が起きたときは見ていることしかできなかった。少しでも助けになりたいという気持ちで参加した。」と力強く語り、益田原由佳さん（西原東中2年）は「募金活動するのは初めてで不安だったけど、たくさんの人が協力してくれてうれしい。」と充実した表情を浮かべていました。



被災地の支援活動を パネル展示で報告

政策研究を目的として町役場の若手職員で組織する「西原町まちづくり研究会」第6期生が、東日本大震災の被災地で行った支援活動を報告するパネル展を8月23日から31日まで、町立図書館で開催しました。同研究会は防災をテーマにまちづくりを研究しており、その一環で6月28日から7月1日まで宮城県亘理町や福島県南相馬市を訪れ、支援活動に従事。被災地の現状や、ボランティアの仕組みなどをパネルとコメントで紹介しました。リーダーの玉那覇司さんは「見たこと、体験したことを町民に伝えなければとの思いで開催した。役場職員として、経験を地域に還元することが大切。」とパネル展への思いを語りました。



原動機付自転車・軽自動車等の名義変更、 廃車手続きはお済みですか？

原動機付自転車・軽自動車等は車両の名義変更をする場合や、町外へ転出する場合には届出を行わなければいけません。

廃車手続きをしなければいけない場合

- ・ 車両が動かなくなり、処分するとき（使用不能）
- ・ 他者に譲るとき（譲渡）
- ・ 住所を町外へ移すとき（転出）
- ・ 業者に下取りに出したとき（下取り）
- ・ 車両を解体するとき（解体）
- ・ 車両が盗難にあったとき（盗難）
- ・ 所有者が亡くなったとき（死亡）

原動機付自転車の廃車手続きに必要なもの

- ・ 登録している方の印鑑（名義変更の場合は両方の印鑑）
- ・ 標識交付証明書
- ・ ナンバープレート（盗難の場合は警察署からもらう受理票）

※軽自動車等は手続き先、書類が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ】総務部税務課 軽自動車担当 ☎945-4729 内線(142)

家屋調査への協力依頼について

町では、新築、増築された家屋の家主及び平成21年度に実施した課税漏れ家屋一斉調査により課税漏れと思われる家主に、「家屋調査について」の依頼文書を送付したところですが、いまだに連絡が取れない方が多数います。

家屋調査は、家主立会いのもと家屋の実測調査等を行い、家屋を適正に評価し、課税するうえで重要な調査です。本旨をご理解のうえご協力くださるようお願いいたします。

なお、再三の通知にもかかわらず連絡がなく、実測調査ができない場合は、類似の建物に比準して評価し、課税することになりますので申し添えます。

【お問い合わせ】：総務部税務課 ☎945-4729(内線 143・145)

町県民税(3期分) は10月31日(月)が 納期限です

平成23年度町県民税3期分の納期限は10月31日(月)です。納め忘れないよう、よろしくお願いします。

今年の4月から、納期限を1日でも過ぎた納付書は金融機関で受け取らなくなっています。納め忘れない口座振替に切り替えましょう。申請書は、町内各金融機関もしくは総務部税務課窓口にありますので、必要事項を記入の上、口座開設先支店にご提出ください。

- 町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
 - 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
 - 滞納が続きますと預金差押等滞納処分を行う場合があります。
- ※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成23年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6 月 3 0 日	8 月 3 1 日	1 0 月 3 1 日	平成24年1月31日
固 定 資 産 税		5 月 2 日	8 月 1 日	1 2 月 2 7 日	平成24年2月29日
軽 自 動 車 税		5 月 3 1 日			

お問い合わせ／総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

西原町国民健康保険収納対策緊急プランについて

西原町では国民健康保険事業の安定的運営のため、「西原町国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成し事業運営にあたっています。主な内容は、以下のとおりです。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を促します。
- (2) 生活保護申請が必要な被保険者の発見に努め、早期に生活保護の申請を促します。
- (3) 所得未申告者への申告を促し、適正課税に努力します。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を国保加入者へ周知します。 他

2 徴収方法の改善等

- (1) 滞納案件の財産調査等を行い効率的な滞納整理を実施します。
- (2) 納期内納付困難者との速やかな分割納付等の交渉に努めます。
- (3) 電話催告、徴収訪問等の収納対策を実施します。
- (4) 口座振替を推進します。
- (5) 臨戸訪問等で生活状況を把握し、定期的な納付や増額要請を実施します。 他



3 滞納処分の実施

- (1) 悪質・長期滞納案件の財産調査や、滞納処分を実施します。 他

お問い合わせ：福祉部健康推進課 国保賦課・徴収係 ☎945-4791 (内線 153～155)

～介護保険料の納め忘れはありませんか？～

【普通徴収の方へのお知らせです】

10月は介護保険料（4期分）の納期限です。
納期限は『10月31日（月）』となっています。

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう大切な財源です。保険料を納め忘れてしまうと、滞納期間に応じて以下の制限がされる場合があります。

【1年以上、滞納をしていると…】

介護保険サービスを利用する際に、一度、費用の全額を自己負担してもらい、後日、役場に申請することにより残りの9割分を払い戻しすることになります。

【1年6ヶ月以上、滞納をしていると…】

保険給付分(9割分)の支払いが、差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納している保険料額が控除されます。

【2年以上、滞納をしていると…】

滞納期間に応じた一定期間、自己負担が「1割」から「3割」に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

保険料の納付には【口座振替】がオススメです！

口座振替にしていると、簡単に保険料を納めることができるので、大変便利です！！

《お申込は簡単！》※各金融機関や介護支援課窓口にて申込み用紙を用意します。下記のものをご持参の上お申込みください。

- 預金通帳
- 銀行届出の印鑑
- 介護保険料納入通知書

お問い合わせ／福祉部介護支援課 介護支援係 Tel945-5013 (内線194)

インターネットサービス「ねんきんネット」をご存知ですか？



「ねんきんネット」とは、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認 することができるサービスです。

○年金の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

24 時間いつでも、「ねんきん定期便」より新しい年金加入記録を確認できます。年金に加入されていない期間や厚生年金に加入した期間の標準報酬額の大きな変動など、確認したい記録がわかりやすく表示されています。

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」が自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

○「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！

※詳しくは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認ください。

ねんきんネットのサービス登録は http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル 0570-058-555

※インターネットのご利用の難しい方は、浦添年金事務所か、西原町役場でも年金記録を確認できます。

その際に必要なものは下記のとおりです。

*本人確認できる書類

例：運転免許証、パスポートなどの『顔写真付身分証明書』※写真付でない場合は、2 種類以上の証明書が必要。(健康保険証、住民票の写し、印鑑登録証明書、母子健康手帳、身体障害者手帳等)

*ねんきん定期便

(平成 23 年 4 月以降に送付されたもの：サービス利用に必要な“アクセスキー”が記載されているもの)

ご注意

→ アクセスキーが不明の場合は、まず最初に上記アドレスへねんきんネットのサービス登録が必要になります。その後、約 5 日程度でユーザー ID が届きますので、それが届いた後にねんきんネットのご利用となります。

お問い合わせ

福祉部福祉課年金係

☎ 945-5311 (内線 121,123)

10 月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
10/5	水	ベビースクールⅠ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	中央公民館	調理・和室	13:30～
10/9	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～
10/12	水	ベビースクールⅡ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30～
10/15	土	住民健診	未受診者	中央公民館	ホール	9:00～10:00
10/20	木	3 歳児健診	H20.6.1 生まれ～H20.6.24 生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
10/20	木	ベビースクールⅢ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	坂田児童館	プレイルーム	10:00～
10/24	月	BCG	3 ヶ月～6 ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:00
10/26	水	ベビースクールⅣ	H23.4.5 生まれ～H23.6.6 生まれ	西原町図書館		13:30～
10/27	木	1 歳半健診	H22.2.9 生まれ～H22.3.12 生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
11/10	木	3 歳児健診	H20.6.25～H20.7.20 生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
11/13	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～

西原町給水工事指定店

水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休

見積無料

☎ 0120-049-939



《北那覇税務署からのお知らせ》

～年末調整等説明会について～

年末調整及び法定調書等の作成の仕方に関する説明会を下記のとおり開催します。

開催日	時 間	会 場	対象市町村
11月16日(水)	10:00～12:30	沖縄コンベンションセンター (劇場棟)	浦添市、西原町

1. ご出席の際は、「出席票」、「年末調整のしかた」等の関係書類をご持参ください。
2. 関係用紙の不足については、出席票に必要部数をご記入の上説明会会場でお受け取りください。

※年末調整関係書類の送付は、10 月下旬を予定しています。

★関係用紙については

- ・税務署総合窓口でも配布しています。(郵送による配布は行っていません)
- ・複写式でない用紙については、コピーを使用することもできます。
- ・国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】から様式を出力して使用することもできます。

お問い合わせ

北那覇税務署 (代表番号)098-877-1324

※説明会会場へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※会場駐車場及び臨時駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようご協力をお願いします。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～



- 国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに納付した保険料が該当)
- 社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成 23 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料を納付した方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 10 月下旬から 11 月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。
- ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

お問い合わせ：浦添年金事務所 ☎ 877-0511

◆ゲートキーパー養成講座を行いました◆

自殺の大きな原因のひとつとされるうつ病を正しく知り、自殺対策の推進を図るため、ゲートキーパー養成講座が 7 月 4 日、22 日、8 月 24 日の 3 回にわたって民生委員を対象に実施されました。

ゲートキーパーとは直訳すると「門番」という意味になり、自殺のサインに気づき、自殺の危険性のある人を早期に発見し、話を聞き、適切な相談機関へつなぐなどの適切な対応をする人のことをいいます。

1 回目の講座は南部医療センターの井上幸代氏を講師に「うつ病の理解と対応」について、2 回目は沖縄総合事務局の玉那覇良江氏らを講師に「借金・経済問題を抱える人への支援」について、3 回目は県立看護大学の渡久山朝裕氏が「より望ましい援助関係をつくるために」について講演しました。

講座を受けて民生委員からは「知識を深めることができてよかった。」「重大な問題で難しさを感じた。」などの様々な感想があり、自殺予防について一定の理解が得られました。



リレー競技は
大混戦！

お知らせ

翁長自治会長が代わり
ました



平成23年8月より、
比嘉安子さん(写真)
が翁長自治会長に就
任しました。よろし
くお願いします。

【自治会に関するお問合せ】
総務部総務課 ☎945・5011

西原町嘱託員採用
予定候補者名簿掲載
について

【職種区分及び職務内容等】

職 種	業 務 内 容	報酬	時間等
保育士業務嘱託員	加配保育士業務	月額 148,400円 時給 880円	7:15～19:15のうちの8時間 勤務
	年休代替保育士業務		月10日～15日程度 時間は4～8時間が目安
児童館業務嘱託員	児童館業務		9:30～18:30
	年休代替等児童館業務		月、10日～15日程度 時間は4～8時間が目安

【採用期間】採用後1年以内
【学歴要件等】県内に住所を有する
者で正規の保育士登録を済ませた者
【受付及び提出書類】午前9時～午
後5時15分(土曜、日曜、休日を除く)
自筆履歴書1通(写真を貼付)と資
格等の写しを総務部総務課へ提出し
てください。

※その他詳細については、総務部総
務課へお問い合わせください。

【問合せ】総務部総務課職員係
☎945・5011(内線114)

西原町戦没者追悼式 のお知らせ

西原町では、今次大戦で犠牲になら
れた方々のご冥福と恒久平和を願っ
て、平成23年西原町戦没者追悼式を
執り行います。

【日時】10月28日(金) 午後2時
【場所】西原の塔(字翁長、学校給
食共同調理場隣)

【問合せ】福祉部福祉課援護係
☎945・5311
(内線121・123)

注意で防ごうハブ咬症！ ハブ対策は環境整備で！

沖縄県には猛毒を持つハブが生息
し、年間100件前後の咬症被害が発生
しています。本町でも例外ではな
く、過去10年間で13件の咬症被害が
報告されています。これまでのハブ
対策の推進により、近年ハブ咬症

による死亡者はほとんど出ていま
せんが、いまだに住宅敷地内でのハブ
の目撃・咬症事故が発生し、県民の
日常生活に多大な影響を及ぼしてい
ます。ハブ咬症を防ぐ身近な方法と
しては、ハブが生息・侵入しにくい
環境整備をすることが重要になりま
す。敷地内の草刈や餌となるネズミ
の駆除等を行い、ハブによる被害を
未然に防ぎましょう。

【問合せ】総務部町民生活課環境保
全係 ☎945・5018

東日本大震災・台風2号で被 害を受けた農家にに対し、借入 資金の利子を助成します

西原町では、東日本大震災の影響を
受けた「キク農家」と台風2号の被
害を受けた「農家」で、左記の融資
制度を利用した借り受けたキク農
家・農家の方を対象にした利子助成
事業を実施します。

【被災被害農家経営支援資金】
【取扱店】JAおきなわ各支店
【対象者】震災被害キク農家で①④
の両方を満たす方
【助成期間】5年間
【農林漁業セーフティネット資金】
【取扱店】沖縄公庫本店・支店、
JAおきなわ各支店
【対象者】震災被害キク農家で②④
の両方を満たす方。台風2号被害農
家で③④の両方を満たす方。
【助成期間】5年間
【各制度の対象要件】
①東日本大震災の影響を受けて、平
成23年4月7日から7月29日までの
間に資金の借り入れ申込みを行った
方
②東日本大震災の影響を受けて、平
成23年4月1日から12月31日までの
間に資金を借り受けた方

「再掲載」残りあと9基です！ 雨水を利用してみませんか？

〔雨水利用促進助成金交付制度〕
雨水タンクを設置して、雨水を利用
してみませんか。雨水タンクは、屋
根などから流れる雨水を一度雨水タ
ンクに貯めることで、大量の雨水が
川へ流れ出ない洪水の防止・防災対
策として有効です。貯まった水は、
水洗トイレや洗濯・家庭菜園での水
やりなどに使うことができます。水道代
の節約にもつながります。

【制度の内容】町内で平成24年1月
末までに雨水タンクの設置が可能
な方に対し、予算の範囲内で助成金
を交付します。(先着順)
【対象施設等】1. 雨水利用のため
の雨水タンクの設置
2. 下水道への接続で不用になった
浄化槽を雨水タンクに再利用するた
めの改造工事
※1基の有効貯水量1㎡以上、1世
帯(同居世帯は1世帯とみなす)に
つき1施設。
【交付額】雨水タンクの設置又は改
造工事1件につき五万円。要した費
用の額が五万円未満の場合は、その
要した費用の額とします。
※重複して交付を受けることはでき
ません。

【問合せ】建設部土木課 計画係
☎945・4415(内線302)

行政書士無料相談会 のお知らせ

毎年10月は行政書士制度広報月間
です。沖縄県行政書士会浦添支部
では行政書士制度の普及活動と、西原町
民への社会貢献を目的として「行政
書士無料相談会」を開催します。相
談会では、建設業許可・農地転用・
会社等法人設立や相続相談・各種申
請書類作成などの相談に応じます。
(相談は無料・秘密厳守)

【日時】10月12日(水) 9時～12時、
13時～16時
【場所】西原町役場第5庁舎会議室
【相談員】沖縄県行政書士会浦添支部
【問合せ】総務部総務課
☎945・5011(内線111)

秋の行政相談週間の お知らせ

10月17日から23日は、秋の行政相談
週間です。行政相談制度は、役所の
仕事に関する苦情や要望を受け、
その解決を促進するとともに、みな
さんの声を行政に役立てるもので
す。相談は、総務大臣に委嘱された
行政相談委員が応じます。相談は無
料・秘密厳守です。

【相談内容】医療保険、年金、福祉、
【相談内容】医療保険、年金、福祉、

町内相談機関

総合相談 日常生活の あらゆる相談

時間/午前10時～午後4時
(正午～午後1時を除く)
月/福祉相談 宮良律子
火/一般お悩み相談 諸見里美和
水/法律相談(午後1時～4時)
垣花豊順(弁護士)
木/消費生活相談 大城恵美
金/こども悩み相談 金城功恵
第1金/ひきこもり相談 サポートステーションなは
問合せ/西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎835-8822 ☎945-3651
※予約優先

窓口相談 何でも相談

第1・第3火曜(祝日の場合、翌週)の
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
相談員 上木律子
問合せ/企画財政課 ☎945-5340

教育相談 不登校生徒及び保護 者への支援、助言

月～金 午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)
相談員/末吉良治、屋比久薫、佐久川弥生
問合せ/教育委員会相談室 ☎944-3603

行政相談 行政に対しての 苦情や要望

行政相談委員/平良ヨシ江
大城 恵子
基本は随時、但し、第4火曜は巡回相談：
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
問合せ/企画財政課 ☎945-5340

人権相談 人権に関する 相談

随時 相談員/安里政雄、如花正、
當眞信子
問合せ/総務課 ☎945-5011
※要電話受付

法律相談 弁護士による 法律に関する相談

日 時/第3火曜日午後2時～5時半
相談員/永吉盛元
問合せ/総務課 ☎945-5011
※要事前予約

身体障害者相談 申請手続き など

随時 相談員/奥原 陽子 ☎946-2617
糸数/リ子 ☎945-9169
木本 幸子 ☎944-0339
問合せ/介護支援課 ☎945-5013

知的障害者相談 養育、生活 などの相談

随時 相談員/安谷屋千恵子 ☎946-4411

精神障害者相談 精神的悩み の相談

月火木金：午前9～12時、午後2～6時
水・土：午前9～12時
医師/城間政州
問合せ/城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター 高齢者に 関する相談

随時 相談員/玉城、与那嶺、新垣
問合せ/西原敬愛園内 ☎882-0117

雇用保険、戸籍、道路、環境衛生
登記など

【行政相談委員】大城恵子、平良ヨシ江
【巡回相談日】10月25日(火) 10時
～12時、13時～16時
【場所】西原町役場第2会議室
◎国民と行政を結ぶホットライン
総務部沖縄行政評価事務所の行政苦
情110番 ☎864・1100

「平成23年度全国地域 安全運動」のお知らせ

【目的】防犯協会をはじめとする地
域安全に関わる関係機関・団体及び
警察が、地域安全運動をさらに強化
するとともに、その相互間の連携の
一層の緊密化を図ることにより、地
域安全活動の効果を最大限に上げて
一層の浸透と定着を図り、安心して
暮らせる地域社会の実現を図る。

【期間】10月11日(火)～20日(木)
10日間
【運動重点】(1)全国重点①こ
どもと女性の犯罪被害防止②住宅を
対象とした侵入犯罪の防止③万引
き、自転車盗の防止(2)地域重点
①オートバイと自転車の盗難防止
県内の本年7月末におけるオートバ
イ盗は736件(対前年比91件、
14.1%増加)、自転車盗は789

件(対前年比17件、2.1%減少)
発生しており、2つの手口は全窃盗
犯の29.5%を占めていることから、
各地域において重点的抑止対策を図
る必要があります。

【お問い合わせ】
浦添警察署 生活安全課
☎098・875・0110

留学貸与奨学生の募集 について

県内に住所を有し、国内の大学・大
学院または特別支援学校の専攻科に
相当する国外の教育機関等に在学し
ている者を対象に、貸与奨学生を募
集します。

【募集期間】10月3日(月)～10月
31日(月)
【問合せ】(財)沖縄県国際交流・人
材育成財団奨学課
☎942・9213
詳しくは募集要項、ホームページを
ご覧ください。

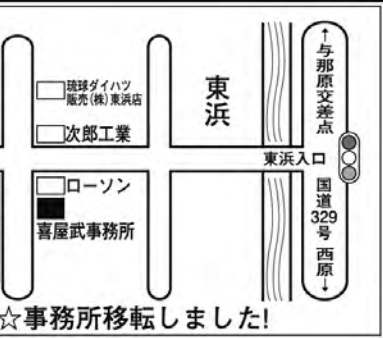
危険物取扱者試験の ご案内

【試験の種類】甲種・乙種(第1類
～第6類)、丙種
【試験日】12月11日(日)
【受付期間】10月27日(木)～11月

4日(金)
【願書配布先】各消防本部・(財)消
防試験研究センター
【問合せ】(財)消防試験研究センター
沖縄県支部 ☎941・5201

企画展「沖縄の考古 学」及び文化講座「縄文人 の世界」の開催について

○企画展「いのちの考古学」
沖縄県内の各遺跡から出土した石製
の遺物を紹介します。
【日時】10月18日(火)～11月20日(日)
【場所】県立埋蔵文化財センター企
画展示室
○第48回文化講座「縄文人の世界」
(先着140名)
【講師】小林達雄(國學院大学名誉
教授)
【日時】10月22日(土) 14時～16時
15分
【場所】県立埋蔵文化財センター研
修室
【問合せ】県立埋蔵文化財センター
☎835・8751



☆事務所移転しました!

借金解決

一人で悩まずにまずはご相談を！
初回相談は無料です。(要予約)

司法書士 喜屋武事務所

与那原町字東浜23番地2
営業時間:平日AM9:00～PM6:00

フリーダイヤル 0120-36-7930

サイム ナクソール!

(債務整理おきなわ.com)

要予約

事前にお問い合わせ下さい!

Forest Adventure in Onna

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087
(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp
(URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主 福山商事株式会社



生涯学習だより

第186号

平成23年10月1日

生涯学習課 Tel.098-945-5036
中央公民館 Tel.098-945-3657
町民体育館 Tel.098-945-8095
坂田児童館 Tel.098-944-6308
西原児童館 Tel.098-945-4393
西原東児童館 Tel.098-944-0976

親子でしゅくいシーサーづくり

8月27日に町青少年健全育成協議会主催の親子手作り交流会「しゅくいシーサーづくり」が町中央公民館で開催され、親子15組37名が世界に1つだけのオリジナルシーサーを作り上げました。



「夏休み期間」夜間巡回指導

多くの町民が参加協力しました。
今月は西原まつり閉幕後に実施します！
(10月23日(日) 21:15～ 東崎公園)



中央公民館からのお知らせ

男の料理講座 受講生募集

実施期間：11月9日～11月30日(全3回)
毎週水曜日 午前10時～午後1時
申込期間：10月17日～10月28日(定員15名)

自治公民館長研修会について

10月8日(土)に町内32行政区自治公民館長研修会で北中城村大城(写真)を視察します。



町民体育館からのお知らせ

第39回中頭郡夏季総合体育大会結果

種目	期日	場所	結果
バレーボール	8月21日	西原町民体育館	男子：優勝 女子：優勝
バスケットボール	8月20日 8月21日	中城村民体育館	男子：4位 女子：準優勝
ソフトテニス	8月21日	西原町テニスコート	優勝
卓球	9月4日	うるま市石川体育館	男子：4位 女子：4位
バドミントン	8月28日	西原町民体育館	男子：準優勝 女子：3位
ソフトボール	8月28日	嘉手納町ソフトボール場	3位
剣道	8月28日	古堅中学校	準優勝
空手・古武道	8月21日	嘉手納中学校	優勝

※ その他、サッカー・野球・ゴルフ・ボウリング・テニス競技に参加しています。

中頭地区「少年の主張大会」



9月9日に中頭教育事務所(沖縄市)で、第26回中頭地区「少年の主張大会」が行われ、本町の代表である大城璃紗(西原東中2年)さんが、優良賞を受賞しました。

歴史の道を歩く！

ニシバル歴史の会の案内を聞きながら、歴史の道を歩きませんか？！

日時：11月3日(木)午前8時30分～
コース：内間御殿 → 首里城
対象：どなたでも参加可
参加料：200円(保険代等)
受付期間：10月11日(火)～25日(火)
受付先：教育委員会教育部生涯学習課(945-5036)



※下記事業のお問い合わせは、①～③は坂田児童館、④～⑥は西原児童館、⑦～⑨は西原東児童館へ！

事業	日	時	備考
① 3館合同フェスティバル	10月8日(土)	13:00～16:00	場所：西原町社会福祉協議会
② 秋休みクッキング教室	10月11日(火)	14:00～16:00	材料費実費・小学生対象
③ キンボール大会	10月21日(金)	15:00～16:00	事前申込み
④ チャレンジ会 カレー作り	10月1日(土)	10:00～12:00	申込が必要。詳しくは児童館まで。
⑤ 親子リトミック	10月5日(水)	10:30～11:30	対象：乳幼児の親子 軽装で来てね。
⑥ 地域対象講座 トランポリン教室	10月12日(水)	14:00～16:00	詳しくは児童館まで。
⑦ マミーキッズ	毎週(金)	10:30～11:30	対象：乳幼児の親子 曜日変更あり要確認
⑧ ミニゲーム遊び	10月12日(水)	14:00～15:00	詳しくは児童館まで。
⑨ トランポリン	10月14日(金)	15:30～16:30	ズボンをはいてきてね。

図書館だより

第84号 西原町立図書館

TEL.944-4996 FAX.944-4997

http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



サワフジ ウンタマキル
西原町立図書館マスコットキャラクター



図書館カレンダー

October 10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

【20日】館内整理日(第3木曜日)
【11日】体育の日の振替休日

開館日
【火～金】
午前10時～午後7時
【土・日】
午前10時～午後5時
は休館日です。

休館日
まいしゅうげつようび
毎週月曜日
かんないせりびだい
館内整理日(第3木曜日)

夏休み期間中たくさんの方に利用していただきました。ご利用ありがとうございました。その期間中、開館前に図書館の草むしりやごみ拾い、水撒きをしてくれた小中高生みなさん、ありがとうございました。おかげで利用者の方が気持ちよく利用することができました。また、機会があればよろしく願います。

図書館敷地内は禁煙です

図書館は公共施設です。みなさんで気持ちよく利用してもらうようご協力ください。

2011 読書週間テーマ「日本の伝統芸能」

毎年開催している読書週間。今年の西原町立図書館のテーマは「日本の伝統芸能」。普段あまり目にする機会がない歌舞伎や狂言等に触れ、伝統芸能を知り、身近に感じていただけるように企画しました。エントランスホールでは、沖縄の伝統芸能である「組踊展」をエントランスホールで開催する予定です。「ユネスコ無形文化遺産」として登録された組踊のパネルや小道具などを展示します。

みなさん、この機会にぜひ来館して色々な伝統芸能に触れてみてください。



展示期間：10月21日(金)～11月16日(水)
展示品：伝統芸能に関する書籍、CD、DVD、組踊に関するパネル、小道具等、組踊の映像

第7回「あっと～め～のささやき」

今回の「あっと～め～のささやき」は旧暦の9月14日、きれいな満月の下で行います。読み聞かせやミニコンサートなど、たのしいメニューをそろえてみなさんをお待ちしています。ぜひ親子でご参加ください。



日時：10月10日(月)午後7時～
場所：西原町立図書館前庭(めーな一)
入場無料、雨天決行
主催：読みあいネットワーク喜楽星☆7
後援：西原町立図書館

文化の日(祝日)は開館します。開館時間 午前10時～午後5時

定期行事のお知らせ

紙芝居(毎月第1、第3土曜日)	日時：10月1日、15日(土)午前10時30分～ 場所：おはなしのへや
おはなし会(毎月第2、第4日曜日)	日時：10月9日、23日(日)午後3時～ 場所：おはなしのへや
上映会(毎月第3日曜日)	日時：10月16日(日)午前11時～ 場所：2階集会室 上映作品：「がんばれスイミー」

*12月にシステムの入替作業があるので、相互貸借やリクエストの受付は10/25で一旦終了させていただきます。作業終了後、また受付を再開させていただきますのでご了承ください。